

女性活躍推進法に基づく情報公表について

① 有給休暇取得率

取得率
60.00%

対象期間: 令和4年度(令和4年4月から令和5年3月まで)

② 管理職に占める女性労働者の割合

62.50%

令和5年3月31日時点

管理職: 8名(うち女性管理職5名)

③ 職員の給与の男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	79.7%
正規職員	89.8%
非正規職員	123.8%

対象期間: 令和4年度(令和4年4月から令和5年3月まで)

賃金: 基本給の他に、超過勤務手当、賞与、各種手当等を含む

非正規職員: 嘱託職員、契約職員、臨時職員、育成センター嘱託指導員、育成センター加配指導員

差異についての説明

【正規職員】

育児休業取得者のうち女性は男性と比較して長期間取得していることから差異が生じていると考えられる